

# 平成17年度税制改正の概要

<b>経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（定率減税）の改正</b>	詳 解 ペー ジ						
<p>1 平成18年分以後の所得税について、定率減税の額が次のように引き下げられました。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50%;">(改 正 前)</td> <td style="text-align: center; width: 50%;">(改 正 後)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所得税額の20%相当額</td> <td style="text-align: center;">所得税額の10%相当額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔20%相当額が25万円を〕 〔超える場合は、25万円〕</td> <td style="text-align: center;">〔10%相当額が12万5千円を〕 〔超える場合は、12万5千円〕</td> </tr> </table>	(改 正 前)	(改 正 後)	所得税額の20%相当額	所得税額の10%相当額	〔20%相当額が25万円を〕 〔超える場合は、25万円〕	〔10%相当額が12万5千円を〕 〔超える場合は、12万5千円〕	60
(改 正 前)	(改 正 後)						
所得税額の20%相当額	所得税額の10%相当額						
〔20%相当額が25万円を〕 〔超える場合は、25万円〕	〔10%相当額が12万5千円を〕 〔超える場合は、12万5千円〕						
<p>2 上記1の改正に伴い、給与所得者に対し平成18年1月1日以後に支払うべき毎月（又は毎日）の給料や賞与につき源泉徴収すべき所得税の額を求めるための給与所得者の源泉徴収税額表の改正等が行われました。</p> <p>また、平成18年1月1日以後に支払うべき公的年金等の源泉徴収税額の計算において、定率減税前の源泉徴収税額から控除する公的年金等定率控除額が改正されました。</p>	61						

<b>租税特別措置法等（所得税の金融税制関係）の改正</b>	詳 解 ペー ジ
<p>1 上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の改正 上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象となる上場株式の譲渡の範囲に、登録郵政公社に対する公募株式等証券投資信託の受益証券の譲渡で一定のものが追加されました。</p>	64
<p>2 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例の改正</p> <p>(1) 特定口座の取扱者の範囲に、登録郵政公社が追加されました。</p> <p>(2) 特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、特定口座内保管上場株式等を証券業者に貸し付けた場合における当該貸付契約に基づき</p>	66

返還される一定の上場株式等が追加されました。

- (3) 平成17年4月1日から平成21年5月31日までの間に限り、一定の要件の下で、自己が保管している一定の上場株式等（特例上場株式等）を、実際の取得日及び取得価額で特定口座に受け入れることができることとする特例措置が、新たな制度として講じられました。

**3 特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の創設** 72

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者について、特定管理株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合とされるその特定管理株式を発行した株式会社の清算終了等の一定の事実が発生したときは、その損失の金額とされる一定の金額は、その年分の株式等の譲渡に係る所得の金額の計算上、その特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなすこととされました。

また、特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡による所得については、他の株式等の譲渡による所得と区分して、これらの所得の金額を計算することとされました。

**4 先物取引に係る雑所得等の課税の特例の改正** 77

この特例の適用対象の範囲が拡大され、居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者が平成17年7月1日以後に金融先物取引法に規定する取引所金融先物取引（以下「金融先物取引」といいます。）の差金等決済に係る雑所得等が適用対象に追加されました。

なお、金融先物取引の差金等決済に係る雑所得等がこの特例の適用対象とされたことに伴い、金融先物取引の差金等決済をする者の告知制度等が設けられました。

**5 定期積金の給付補てん金等に係る源泉徴収制度等の改正** 79

定期積金の給付補てん金等に係る源泉徴収制度等の適用対象に、外貨建預貯金でその元本と利子をあらかじめ約定した率により他の外国通貨に換算して支払うこととされているものの差益が追加されました。

**6 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例の改正** 80

上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例の適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。

**7 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例の改正**

- (1) 適用対象となる特定中小会社の範囲に、次の株式会社が追加されました。 84

① 「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」の制定に伴い、「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」の特定中小企業者

	に該当する株式会社に係る措置に代わり、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」の特定新規中小企業者に該当する株式会社に係る措置について、引き続き同様の措置を講ずることとされました。	
	② 「地域再生法」の制定に伴い、特定中小会社の範囲に、同法の認定地域再生計画に記載されている地域再生に資する事業を行う特定地域再生事業会社で一定の要件を満たす株式会社を加えることとされました。	
	(2) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例の適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。	91
8	公開株式に係る譲渡所得等の課税の特例が廃止されました。	91

<b>租税特別措置法等（所得税の住宅・土地税制関係）の改正</b>		詳 解 ページ
1	住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度の改正 適用対象となる既存住宅の範囲に、建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合することが証明されたものが追加されました。	93
2	特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の改正 適用対象となる買換資産の範囲に、建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合することが証明された耐火建築物が追加されました。	97
3	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の改正	
	(1) 適用対象に、都市再生特別措置法に規定する認定整備事業計画に係る一定の要件を満たす都市再生整備事業の認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるものが追加されました。	99
	(2) 土地区画整理事業に区画整理会社施行制度が導入されたことに伴い、次の改正が行われました。	100
	① 適用対象となる土地区画整理事業の認可等を受けて一団の宅地の造成を行う法人に、土地区画整理法第51条の2第1項の認可を受けた区画整理会社が追加されました。	
	② 適用対象となる土地区画整理事業の認可等を受けて一団の宅地の造成を行う個人又は法人に対する土地等の譲渡及びその宅地の造成につき開	

- 発許可を要しないで住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う個人又は法人に対する土地等の譲渡について、土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者である区画整理会社に対する当該区画整理会社の株主又は社員である個人の有する土地等の譲渡を含めないこととされました。
- (3) 道路関係四公団改革に伴い、優良住宅地等のための譲渡の範囲に高速道路株式会社に対する土地等の譲渡で収用の対償に充てられるものが追加される等の規定の整備が行われました。 101
- (4) 適用対象となる宅地の供給又は土地の先行取得の業務を行うことを目的とする法人から、民間都市開発の推進に関する特別措置法の規定により国土交通大臣の承認を受けて民間都市開発事業の用に供される土地の先行取得の業務を行う民間都市開発推進機構が除外されました。 101
- (5) 建築基準法の改正により、一定の公共事業等で敷地面積が減少し、建ぺい率、容積率等の敷地面積が関係する規定に適合しなくなる場合が既存不適格建築物扱いとされることに伴い、この特例の適用対象となるマンション建替事業の施行者に対する隣接施行敷地に係る土地等の譲渡について、その対象となる既存不適格建築物の範囲に上記の既存不適格建築物扱いとされる建築基準法第86条の9第1項において同法第3条第2項を準用する場合を含むものとされました。 101
- 4 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例の改正**
- 土地区画整理事業に区画整理会社施行制度が導入されたことに伴い、次の改正が行われました。
- (1) 適用対象から、区画整理会社を施行者とする土地区画整理事業の施行に伴い当該区画整理会社の株主又は社員である者がその有する土地等につき当該土地等に係る換地処分により一定の清算金を取得する場合が除外されました。 103
- (2) 適用対象から、区画整理会社を施行者とする土地区画整理事業の施行に伴い土地等が買い取られることとなったことにより、その土地の上にある当該区画整理会社の一定の株主又は社員の有する資産について、取壊し又は除去をしなければならなくなった場合において、当該資産の損失につき補償金を取得する場合が除外されました。 104
- 5 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除制度の改正**
- (1) 土地区画整理事業に区画整理会社施行制度が導入されたことに伴い、次の改正が行われました。 105
- ① 適用対象となる一団の宅地の造成に関する事業の用に供するために買

い取られる場合に、土地区画整理法による土地区画整理事業に係る同法第51条の2第1項に規定する認可の申請があった日の属する年の1月1日以後に当該区画整理会社に買い取られる場合（一定の場合を除きます。）が追加されました。

② 適用対象から、区画整理会社を施行者とする土地区画整理事業の施行に伴い当該区画整理会社の株主又は社員である者がその有する土地等につき換地が定められなかったことに伴い清算金を取得する場合が除外されました。

(2) 適用対象に、地方公共団体又は一定の景観整備機構が景観計画に定められた景観重要公共施設の整備に関する事業の用に供するために景観計画の区域内にある土地等がこれらの者に買い取られる場合が追加されました。 106

(3) 適用対象から、地方公共団体が住宅又は生活関連施設の整備改善を図るために行う事業で地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律附則第1条第6項に規定する経過措置対象事業の用に供するために買い取られる場合が除外される等の所要の規定の整備が行われました。 107

6 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除制度の改正 108

適用対象に、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内にある一定の土地等のうち一定のものを農業経営基盤強化促進法第27条の3第1項に規定する勧告に係る協議により特定農業法人で当該勧告を行った市町村の長が当該協議を行う者として定めたものに譲渡した場合が追加されました。

7 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例の改正 109

適用対象となる特定民間再開発事業の施行地区の範囲に、都市再生特別措置法第66条第1項に規定する認定整備事業計画の区域が追加されました。

8 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例の改正 110

制度の適用期限が、平成19年3月31日まで2年延長されました。

租税特別措置法等（所得税の事業所得等の課税の特例（組合関係を除く））の改正	詳 解 ページ
<p>1 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の改正 制度の適用期限が平成20年の各年まで3年延長されました。</p>	112
<p>2 社会保険診療報酬の所得計算の特例の改正 障害者自立支援法の制定に伴い、適用対象となる社会保険診療の範囲の見直しが行われました。</p>	113
<p>3 特別税額控除、特別償却、割増償却、準備金等の改正</p>	
<p>(1) 試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除制度の改正</p>	114
<p>① 適用対象となる試験研究費の範囲から、沖縄振興特別措置法の承認経営革新計画に係る負担金及び食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の認定試験研究計画に係る負担金が除外されました。</p> <p>② 希少疾病用薬品又は希少疾病用医療機器に係る助成金の交付を行う業務が独立行政法人医療品医療機器総合機構から独立行政法人医薬基盤研究所に移行されたことに伴い、特別試験研究費について所要の規定の整備が行われました。</p>	
<p>(2) エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正 適用対象となるエネルギー需給構造改革推進設備の見直しが行われました。</p>	115
<p>(3) 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正</p>	116
<p>① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の制定に伴い、中小企業経営革新支援法及び中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に係る措置を廃止するとともに、適用対象に次の機械装置が追加されました。</p> <p>イ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する承認経営革新計画又は認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って一定の中小企業者が取得する機械装置</p> <p>ロ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する一定の中小企業者が設立5年以内に取得する機械装置</p> <p>② 対象設備の見直しが行われました。</p> <p>③ 制度の適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。</p>	
<p>(4) 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又</p>	118

は所得税額の特別控除制度について、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の制定に伴い、沖縄振興特別措置法の特定中小企業者が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の経営革新計画に従って取得する機械装置、器具備品及び建物等につき特別償却又は特別税額控除の選択適用（リース資産についても特別税額控除の適用）を認める制度とすることとされました。

(5) 教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除制度の創設

119

① 青色申告書を提出する個人の平成18年から平成20年までの各年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される一定の教育訓練費の額が、その年の前2年以内の各年の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の平均額を超える場合には、その超える部分の金額の25%相当額の所得税額の特別控除を認めることとされました。ただし、その年分の事業所得の金額に係る所得税額の10%相当額が限度とされます。

② 青色申告書を提出する中小企業者に該当する個人については、上記①の制度の適用に代えて、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される一定の教育訓練費の額に対し次の割合による所得税額の特別控除を選択適用することを認めることとされました。ただし、その年分の事業所得の金額に係る所得税額の10%相当額が限度とされます。

イ 教育訓練費増加割合（その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額からその年の前2年以内の各年分の教育訓練費の平均額を控除した金額のその平均額に対する割合）が40%以上……20%

ロ 教育訓練費増加割合が40%未満……教育訓練費増加割合に0.5を乗じた割合

(6) 特定設備等の特別償却制度の改正

112

① 公害防止用設備の特別償却

イ 機械装置等に係る特別償却割合が14%（改正前：16%）に、一定の構築物に係る特別償却割合が10%（改正前：12%）にそれぞれ引き下げられました。

ロ 対象設備の見直しを行った上、対象設備の適用期限が延長されました。

② 船舶等の特別償却

イ 対象設備について、環境負荷低減型に限定するとともに、船員訓練設備が除外されました。

ロ 二重船底等の構造のタンカーの特別償却割合の上乗せ措置が廃止さ

れ、特別償却割合が引き下げられました。

ハ 制度の適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。

- |  |     |
|--|-----|
| (7) 地震防災対策用資産の特別償却制度の改正  | 123 |
| ① 適用対象地域に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域が追加されるとともに、特別償却割合が8%（改正前：9%）に引き下げられました。                               |     |
| ② 現行制度の適用対象地域の市町村とそれ以外の市町村が合併した場合には、新市町村を適用対象地域とすることとされました。  |     |
| ③ 適用対象地域から昭和54年当初の地震防災対策強化地域が除外されました。  |     |
| ④ 制度の適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。   |     |
| (8) 事業革新設備の特別償却制度の適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。  | 124 |
| (9) 特定電気通信設備等の特別償却制度の改正  | 125 |
| ① 電気通信利便性設備に係る特別償却の対象設備（デジタル送信用光伝送装置を除きます。）の特別償却割合が5%（改正前：6%）に引き下げられた上、その適用期限が平成18年5月31日まで延長されました。   |     |
| ② 放送番組制作効率化設備に係る特別償却の適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。   |     |
| (10) 商業施設等の特別償却制度の改正   | 125 |
| 中小小売商業振興法の認定を受けた商店街整備計画に係る措置の適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。   |     |
| (11) 製造過程管理高度化設備等の特別償却制度の改正  | 126 |
| 機械装置等に係る特別償却割合が10%（改正前：12%）に、建物及びその附属設備に係る特別償却割合が5%（改正前：6%）にそれぞれ引き下げられた上、その適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。                                       |     |
| (12) 特定地域における工業用機械等の特別償却制度の改正  | 127 |
| ① 半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度<br>機械装置に係る特別償却割合が10%（改正前：11%）に引き下げられた上、制度の適用期限が半島振興法の公示の日（その日が昭和61年4月1日前である場合には、同日）から21年間（改正前：19年間）に2年延長されました。 |     |
| ② 過疎地域等における工業用機械等の特別償却制度<br>過疎地域に類する地区に係る措置の対象に過疎地域に類する離島振興対策実施地域と同様の要件を満たす半島振興対策実施地域が追加された  |     |

上、制度の適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。

- ③ 離島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度  
機械装置に係る特別償却割合が10%（改正前：11%）に、建物及びその附属設備に係る特別償却割合が6%（改正前：7%）にそれぞれ引き下げられた上、制度の適用期限が離島振興法の公示の日（その日が平成5年4月1日前である場合には、同日）から14年間（改正前：12年間）に2年延長されました。
- (13) 医療用機器等の特別償却制度の改正 127
- ① 救急医療用機器の対象設備の範囲から超音波式経頭蓋血流測定装置及び生体情報モニタが除外されました。
- ② 医療の安全の確保に資する医療用機器の対象設備の範囲から輸液ポンプが除外されるとともに、生体情報モニタ連動ナースコール制御機、調剤誤認防止装置及び分娩監視装置が追加されました。
- ③ 制度の適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。
- (14) 特定医療用建物の割増償却制度及び建替え病院用建物の特別償却制度の適用期限が、それぞれ平成19年3月31日まで2年延長されました。 128
- (15) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。 128
- (16) 経営基盤強化計画を実施する特定組合員等の構成員等の機械等の割増償却制度の改正（改正後：経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却制度） 129
- 中小企業経営革新支援法の廃止に伴い、同法の経営基盤強化計画に係る措置を廃止し、沖縄振興特別措置法の経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却制度に改組されました。
- (17) 農業経営改善計画等を実施する個人の機械等の割増償却制度の改正 130
- ① 現に農業を営む者が取得する機械装置等に係る割増償却の適用期限が平成19年3月31日まで2年延長することとされました。
- ② 新たに農業を開始しようとする者が取得する機械装置等に係る割増償却について、割増償却割合を20%（改正前：30%）に引き下げた上、その適用期限を平成19年3月31日まで2年延長することとされました。
- (18) 優良賃貸住宅等の割増償却制度等の改正 130
- ① 特定優良賃貸住宅に係る措置について、次のとおり割増償却割合を引き下げることとされました。
- ・ 耐用年数35年未満……………5年間15%（改正前：21%）
  - ・ 耐用年数35年以上……………5年間20%（改正前：28%）
- ② 高齢者向け優良賃貸住宅に係る措置及び改良優良賃貸住宅に係る措置

	の適用期限が、それぞれ平成19年3月31日まで2年延長されました。	
(19)	特定再開発建築物等の割増償却制度の改正	131
	① 対象建築物等から都市再開発法の認定再開発事業計画に基づいて行われる再開発事業により整備される建築物を除外することとされました。	
	② 都市再生特別措置法の認定整備事業計画に基づいて行われる都市再生整備事業により整備される一定の建築物につき5年間、普通償却限度額の50%の割増償却を認める措置を加えることとされました。	
	③ 雨水貯留・利用浸透施設に係る措置について、次の改正が行われました。	
	イ 雨水貯留施設について、貯水容量の規模要件が300m <sup>3</sup> （改正前：200m <sup>3</sup> ）以上に引き上げられました。	
	ロ 土地の浸透性舗装でその面積が3,000m <sup>2</sup> 以上の規模の建築物を加えることとされました。	
	④ 制度の適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。	
(20)	倉庫用建物等の割増償却制度の改正	132
	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の制定に伴い、対象となる事業者にあつては同法の認定又は確認を受けた者に、対象となる倉庫用建物等にあつては同法の認定総合効率化計画に記載されたものに、それぞれ限定されるとともに、床面積及び容積に関する要件が見直されました。	
(21)	鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却制度が適用期限（平成17年3月31日）の到来をもって廃止されました。	132
(22)	特別償却等に関する複数の規定の不適用制度の規定の整備が行われました。	133
(23)	特定災害防止準備金制度の適用期限が平成19年3月31日の属する年（平成19年）まで2年延長されました。	134
(24)	日本国際博覧会出展準備金制度が、適用期限（平成17年3月24日）の到来をもって廃止することとされました。	134
(25)	特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例の改正	135
	① 一定の公益法人等の基金に係る特定の業務の範囲から次の業務が除外されました。	
	イ 電気通信又は情報処理の高度化に資する業務で、その高度化を先行的に図る必要がある地域において行われるもの	
	ロ 新事業創出促進法の認定中核的支援機関が行う債務保証の業務、研修指導業務等	
	② 道路関係四公団改革に伴う所要の整備が行われました。	
4	山林所得に係る森林計画特別控除制度の改正	136
	制度の適用期限が平成19年分まで2年延長されました。	

<p style="text-align: center;"><b>租税特別措置法等（所得税の組合関係）の改正</b></p>	<p style="text-align: center;">詳 解 ペー ジ</p>
<p><b>1 有限責任事業組合の事業に係る組合員の事業所得等の所得計算の特例及び有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書の提出制度の創設</b></p> <p>有限責任事業組合契約に関する法律に規定する有限責任事業組合契約を締結している組合員である個人の組合事業から生ずる不動産所得、事業所得又は山林所得の損失額について、その損失額のうちその組合事業に係る当該個人の出資の価額を基礎として計算した金額（調整出資金額）を超える部分に相当する金額は、必要経費に算入しないこととされました。</p> <p>また、有限責任事業組合の会計帳簿を作成する組合員は、有限責任事業組合の各組合員に係る組合員所得に関する計算書を、組合契約に定める計算期間の終了の日の属する年の翌年1月31日までに、当該組合の主たる事務所の所在地を所轄する税務署長に提出することとされました。</p>	<p style="text-align: center;">142</p>
<p><b>2 特定組合員の不動産所得に係る損益通算等の特例の創設</b></p> <p>不動産所得を生ずべき事業を行う民法上の組合等（外国におけるこれに類似するものを含みます。）の特定組合員（組合事業に係る重要な財産の処分若しくは譲受け又は組合事業に係る多額の借財に関する業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務のうち契約を締結するための交渉その他の重要な部分を自ら執行する個人組合員を除きます。）に該当する個人が、平成18年分以後の各年において、その年分の不動産所得の金額の計算上組合事業から生じた不動産所得の損失額がある場合には、当該損失額は、所得税法第26条第2項及び第69条第1項の規定その他の所得税に関する法令の規定の適用上生じなかったものとみなす措置が講じられました。</p>	<p style="text-align: center;">155</p>

<p style="text-align: center;"><b>所得税関係のその他の改正</b></p>	<p style="text-align: center;">詳 解 ペー ジ</p>
<p><b>1 寄付金控除制度の改正</b></p> <p>寄付金控除制度について、寄付金控除の対象となる金額が、総所得金額等の25%相当額から総所得金額等の30%相当額への引上げ等が行われました。</p>	<p style="text-align: center;">161</p>
<p><b>2 政治活動に関する寄付をした場合の寄付金控除の特例又は所得税額の特別控除制度の改正</b></p> <p>政治活動に関する寄付をした場合の寄付金控除の特例又は所得税額の特別控除制度について、適用期限が5年間延長されたほか、上記1の改正に伴い、</p>	<p style="text-align: center;">162</p>

政治活動に関する寄付をした場合の所得税額控除制度の対象となる政党等に対する寄付金の合計額の対象となる金額について総所得金額等の25%相当額から総所得金額等の30%相当額に引上げが行われました。	
<b>3 国民年金保険料等の納付証明書の確定申告又は年末調整の際の添付義務制度の創設</b>	163
国民年金保険料等について社会保険料控除の適用を受ける場合には、確定申告又は年末調整の際に、国民年金保険料等の支払に関する証明書の添付等を義務付けることとされました。	
<b>4 企業年金制度の改正に伴う所要の措置</b>	
厚生年金保険法等の改正により企業年金制度の改正が行われたことに伴い、次のとおり税制上の所要の改正が行われました。	
(1) 退職手当等とみなす一時金の退職所得控除額に係る勤続年数の計算の基礎となる期間に、確定拠出年金法の脱退一時金相当額等の移換の規定により通算加入者等期間に算入された期間を含めることとされました。	169
(2) 公的年金等に係る雑所得の金額の計算における確定給付企業年金の額から控除する加入者が負担した金額の計算については、加入者が負担した金額から、企業年金連合会又は厚生年金基金から確定給付企業年金に移換された年金給付等積立金等のうち加入者が負担した部分に相当する金額を除くこととされました。	171
(3) 生命保険契約等に基づく一時金に係る一時所得の金額の計算上収入金額から控除される支出した金額について、企業年金連合会又は厚生年金基金から確定給付企業年金に移換された年金給付等積立金等のうち加入者が負担した部分に相当する金額をその支出した金額に算入しないこととする等の所要の規定の整備を行うこととされました。	172
<b>5 ハンセン病療養所非入所者給与金に対する非課税</b>	174
国立ハンセン病療養所等に入所したことがないハンセン病患者であった者に対して福祉の増進の措置として国から支給されるもので一定の非入所者給与金について所得税を課さないこととされました。	
<b>6 国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の改正</b>	176
適用対象となる一定の重要文化財に準ずる文化財の範囲に、民俗技術に係る重要有形民族文化財が追加されました。	
<b>7 支払調書及び源泉徴収票の提出方法の拡充</b>	177
報酬・料金の支払調書、給与所得の源泉徴収票等の税務署長への提出の特例について、一定の要件の下で、光ディスクによる提出ができることとされました。	
<b>8 所得税の確定申告書の記載事項の改正</b>	177

所得税の確定申告書の記載事項に、譲渡所得の金額の計算に関する事項を加える等規定の整備が行われました。

<b>法人税法の改正</b>		詳 解 ペー ジ
<p><b>1 受取配当等の益金不算入</b>            その他株式等に係る配当等の額について、負債の利子の額を計算するときは、その他株式等に自己株式等を含めないで計算することが明示されました。</p>	179	
<p><b>2 企業再生関係税制の改正</b></p> <p>(1) 民事再生法等の法的整理又はこれに準ずる一定の私的整理が行われる場合に、債務者である法人について、次の措置が一体的に講じられました。</p> <p>① その有する資産の評価益の額又は評価損の額を益金の額又は損金の額に算入する。</p> <p>② ①の適用を受ける場合に、繰越欠損金額の損金算入について青色欠損金額等以外の欠損金額を優先して控除（債務免除益等の額が限度）をする。</p>	181	
<p>(2) 会社更生法等の規定による更生手続開始の決定があった場合の繰越欠損金額の損金算入制度が法人税法に規定されました。</p>	187	
<p>(3) 上記(1)①の資産の評価損益の計上が行われた減価償却資産の償却限度額の計算等について、所要の整備が行われました。</p>	189	
<p><b>3 寄附金の損金不算入</b>            寄附金の損金算入限度額の計算について、その基礎となる所得の金額の計算上適用しない規定に、法人税額から控除する特定外国信託の外国税額の益金算入及び組合事業に係る損失がある場合の課税の特例の規定が追加されました。</p>	192	
<p><b>4 分割型分割又は減資等を行った場合の旧株又は株式の譲渡原価の額</b>            分割型分割を行った場合のその分割型分割に係る分割移転割合又は減資等を行った場合のその減資等に係る減資等払戻割合の通知について、株主等である外国法人についても通知しなければならないこととされました。</p>	193	
<p><b>5 売買目的有価証券の区分</b>            証券取引法の改正により取扱有価証券（いわゆるグリーンシート銘柄）が規定されたことに伴い、売買目的有価証券の時価評価金額の計算をする場合における有価証券の区分について、所要の整備が行われました。</p>	193	
<p><b>6 連結子法人株式の帳簿価額の修正</b></p> <p>(1) 投資簿価修正額は、連結個別利益積立金額を基礎として計算し、既修正等額（既に投資簿価修正が行われた金額及び最終利益積立金額をいいま</p>	194	

す。)は含まないこととされていますが、適格合併等により被合併法人等から連結個別利益積立金額の引継ぎを受けた場合などにおける既修正等額の取扱いが明確化されました。	
(2) 連結子法人が解散（合併による解散を除きます。）をすることにより修正事由に該当する場合には、投資簿価修正額にその解散をする連結子法人の欠損金相当額を加算することとされました。	196
(3) 投資簿価修正の修正事由に、連結子法人の株式につき民事再生等の場合の資産の評価益の益金算入又は評価損の損金算入の規定の適用を受けることが追加されました。	198
<b>7 退職年金等積立金に対する法人税(特別法人税)</b>	
(1) 厚生年金保険法等の改正により各企業年金制度間におけるポータビリティが確保されたことや厚生年金の支給開始年齢が引き上げられたこと等に伴い、厚生年金基金契約等に係る退職年金等積立金額の計算について、所要の整備が行われました。	199
(2) 適格退職年金から確定拠出年金制度に年金資産を移換する場合のいわゆる本人負担分についても移換することができるよう適格退職年金契約の要件の見直しが行われたほか、適格退職年金契約に係る予定利率の基準利率が年1.4%（改正前：0.9%）に引き上げられました。	202

<b>租税特別措置法等（法人税関係の特別税額控除等、特別償却関係）の改正</b>	詳 解 ペー ジ
<b>1 特別税額控除関係</b>	
(1) 増加試験研究費等の税額控除制度について、対象となる試験研究費の範囲から食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に係る負担金及び沖縄振興特別措置法に係る負担金が除外されました。	208
(2) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制について、制度の適用対象となるエネルギー需給構造改革推進設備等の範囲から、新エネルギー利用設備等のうち電気自動車が除外されました。	209
(3) 中小企業等基盤強化税制について、次のとおり改正されました。	
① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の制定に伴い、中小企業経営革新支援法及び中小企業の創造的事业活動の促進に関する臨時措置法に係る措置が、次のとおり改組されました。	210
イ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の経営革新計画又は異	

分野連携新事業分野開拓計画に従って中小企業者が取得する機械装置が適用対象とされました。	
ロ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一定の中小企業者が設立5年以内に取得する機械装置が適用対象とされました。	
② 特定旅館業者に係る措置について、外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正により対象地域が拡充されました。	215
③ 対象設備から、特定旅館業者に係る措置の旅館業用電子計算機並びに持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の認定農業者に係る措置の自走式トレンチャー及び自走式畝立マルチ施肥機が除外されました。	215
④ 制度の適用期限が2年延長されました。	215
(4) 教育訓練費が増加した場合の特別税額控除制度が次のとおり創設されました。	
① 青色申告書を提出する法人の平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額が、その法人の直前2年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された教育訓練費の平均額を超える場合には、その超える部分の金額の25%相当額の特別税額控除ができることとされました。ただし、当期の法人税額の10%相当額が限度となります。	216
② 青色申告書を提出する中小企業者等については、上記①の制度の適用に代えて、各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額に対し次の特別税額控除割合による特別税額控除を選択適用することができることとされました。ただし、当期の法人税額の10%相当額が限度となります。	
イ 教育訓練費増加割合（当期の教育訓練費の額からその直前2年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された教育訓練費の平均額を控除した金額のその平均額に対する割合）が40%以上20%	222
ロ 教育訓練費増加割合が40%未満 教育訓練費増加割合に0.5を乗じた割合	222
(5) その他の特別税額控除制度の改正	223
沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度について中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の制定に伴う所要の整備等が行われています。	
<b>2 特別償却関係</b>	
(1) 特定設備等の特別償却制度について、次の改正が行われました。	
① 公害防止用設備の特別償却制度について、機械装置等に係る償却割合が	224

- 14%（改正前：16%）に、一定の構築物に係る償却割合が10%（改正前：12%）にそれぞれ引き下げられるとともに、対象設備に揮発性有機化合物排出抑制設備が追加された上、その適用期限が1年又は2年延長されました。
- ② 船舶等の特別償却制度について、次の改正が行われた上、その適用期限が2年延長されました。 224
- イ 二重船底等の構造のタンカーの償却割合の上乗せ措置が廃止され、内航二重構造タンカーの償却割合については16%（改正前：18%）、外航二重構造タンカーの償却割合については18%又は16%（改正前：19%）とされました。
- ロ 対象船舶が環境負荷低減型船舶に限定されるとともに、対象設備等から船員訓練設備が除外されました。
- (2) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却制度について、建物等に係る償却割合が12%（改正前：13%）に引き下げられた上、その適用期限が2年延長されました。 225
- (3) 特定中核的民間施設等の特別償却制度について、次の改正が行われました。
- ① 特定中核的民間施設に係る特別償却制度が廃止されました。 226
- ② 保全事業等資産に係る特別償却制度について、適用対象から特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に係る措置が除外されるとともに、山村振興法に係る措置につき、償却割合が13%（改正前：15%）に引き下げられた上、その適用期限が2年延長されました。 226
- (4) 地震防災対策用資産の特別償却制度について、次の改正が行われた上、その適用期限が2年延長されました。
- ① 償却割合が8%（改正前：9%）に引き下げられました。 227
- ② 対象区域について、次の改正が行われました。 227
- イ 対象区域に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された区域が追加されました。
- ロ 対象区域から地震防災対策用資産の普及が進んでいる区域が除外されました。
- ハ これまでの対象地域の市町村とそれ以外の市町村が合併した場合には、新市町村を対象地域とすることとされました。
- (5) 特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却制度について、機械装置に係る償却割合が14%（改正前：15%）に、建物等に係る償却割合が7%（改正前：8%）にそれぞれ引き下げられた上、その適用期限が2年延長されました。 228
- (6) 特定電気通信設備等の特別償却制度について、次の改正が行われました。

① 電気通信利便性充実設備に係る措置について、償却割合が5%（改正前：6%）に引き下げられた上、その適用期限が平成18年5月31日まで延長されました。	229
② 広帯域加入者網普及促進設備に係る措置について、償却割合が12%（改正前：15%）に引き下げられた上、その適用期限が平成18年5月31日まで延長されました。	229
③ 高度テレビジョン放送制作等利便性充実設備に係る措置の適用期限が2年延長されました。	229
(7) 商業施設等の特別償却制度について、中小小売商業振興法の共同店舗等整備計画に係る措置及び中小企業流通業務効率化促進法に係る措置が除外された上、その適用期限が2年延長されました。	230
(8) 飼料製造設備等の特別償却制度について、飼料製造設備等に係る措置が除外されるとともに、製造過程管理高度化設備等に係る措置につき、機械装置に係る償却割合が10%（改正前：12%）に、建物等に係る償却割合が5%（改正前：6%）にそれぞれ引き下げられた上、その適用期限が2年延長されました。	230
(9) 特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、次の改正が行われました。	
① 半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度について、機械装置等に係る償却割合が10%（改正前：11%）に引き下げられた上、その適用期限が2年延長されました。	231
② 過疎地域等における工業用機械等の特別償却制度について、対象地域に半島振興対策実施地域のうち過疎地域並みの要件を満たす地域が追加され、その対象事業が旅館業とされるとともに、その適用期限が2年延長されました。	231
③ 離島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度について、機械装置に係る償却割合が10%（改正前：11%）に、建物等に係る償却割合が6%（改正前：7%）にそれぞれ引き下げられた上、その適用期限が2年延長されました。	232
(10) 医療用機器等の特別償却制度について、次の改正が行われました。	
① 医療用機器の特別償却制度について、次の改正が行われた上、その適用期限が2年延長されました。	233
イ 救急医療用機器に係る措置について、超音波式経頭蓋血流測定装置及び生体情報モニタが対象機器から除外されました。	
ロ 医療の安全の確保に資する機器に係る措置について、生体情報モニタ連動ナースコール制御機、調剤誤認防止装置及び分娩監視装置が対象機器に追加されるとともに、輸液ポンプが対象機器から除外されました。	

ハ 特定民間施設の機能の発揮に資する機器に係る措置が制度の対象から除外されました。	
② 特定医療用建物の割増償却制度について、介護老人保健施設用建物が対象施設から除外された上、その適用期限が2年延長されました。	233
③ 建替え病院用等建物の特別償却制度の適用期限が2年延長されました。	233
(11) 経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却制度について、中小企業経営革新支援法の経営基盤強化計画に係る措置が除外されました。	234
(12) 優良賃貸住宅等の割増償却制度等について、特定優良賃貸住宅に係る措置の割増率が耐用年数35年未満であるものにあつては15%（改正前：21%）に、耐用年数35年以上であるものにあつては20%（改正前：28%）にそれぞれ引き下げられた上、高齢者向け優良賃貸住宅に係る措置及び改良優良賃貸住宅に係る措置の適用期限が2年延長されました。	235
(13) 特定再開発建築物等の割増償却制度について、次の改正が行われた上、その適用期限が2年延長されました。	
① 対象建築物等から都市再開発法の認定再開発事業計画に基づいて行われる再開発事業により整備される建築物が除外されました。	236
② 特定再開発建築物等の割増償却制度について、都市再生特別措置法の都市再生整備事業により整備される一定の建築物につき、5年間普通償却限度額の50%の割増償却ができる措置が追加されました。	238
③ 雨水貯留・利用浸透施設に係る措置について、特定都市河川流域以外の対象施設の貯水容量の最低限度が300立方メートル（改正前：200立方メートル）に引き上げられた上、対象施設に3,000平方メートル以上の透水性舗装等が追加されました。	238
(14) 倉庫用建物等の割増償却制度について、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の制定に伴い、対象となる事業者が同法の認定又は確認を受けたものに、対象となる倉庫用建物等が同法の認定総合化計画に記載された特定流通業務施設に限定されました。	239
(15) 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却が廃止されました。	241
(16) 準備金方式による特別償却制度について、特別償却対象資産ごとに制度の適用ができる旨の規定の明確化が行われました。	242
(17) 次の制度の適用期限が2年延長されました。	242
① 事業革新設備の特別償却制度	
② 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度	
③ 農業経営改善計画を実施する者の機械等の割増償却制度	
④ 植林費の損金算入の特例	

租税特別措置法等（法人税関係の準備金、土地税制、その他特別措置関係）の改正	詳 解 ページ
<b>1 準備金等関係</b>	
(1) 海外投資等損失準備金制度について、適格現物出資により外国法人に特定法人の株式等又は資源特定債権を移転した場合における準備金の取崩し等の所要の整備が行われました。	244
(2) 特定都市鉄道整備準備金制度が廃止されました。	245
(3) 日本国際博覧会出展準備金制度が廃止されました。	245
(4) 使用済核燃料再処理準備金制度について、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の制定に伴い、使用済核燃料再処理準備金制度が改組され、新たに外部積立方式の使用済燃料再処理準備金制度が創設されました。	246
(5) 保険会社等の異常危険準備金制度について、火災保険等に係る特例積立率が4%（改正前：3%）に引き上げられました。	251
(6) 次の準備金制度等が2年延長されました。	252
① 特定災害防止準備金制度	
② 電子計算機買戻損失準備金制度	
③ 協同組合等の貸倒引当金の特例（繰入限度額の16%割増措置）	
④ 漁業協同組合等の留保所得の特別控除	
⑤ 農用地利用集積準備金制度	
<b>2 土地税制関係</b>	
(1) 土地の譲渡等がある場合の追加課税制度について、その適用除外となる優良住宅地等のための譲渡の範囲に都市再生特別措置法の認定整備事業計画に係る都市再生整備事業の認定整備事業者に対する土地等の譲渡が追加される等の改正が行われました。	254
(2) 収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例について、区画整理会社が施行者となる土地区画整理事業において、その区画整理会社の株主又は社員の有する土地等につき清算金を取得する場合が除外される等の改正が行われました。	256
(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除制度について、適用対象に地方公共団体又は景観整備機構に景観計画の区域内にある土地等が買い取られる場合が追加される等の改正が行われました。	257
(4) 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除制度について、適用対象に農業経営基盤強化促進法に基づく勧告に係る買入協議に	259

より特定遊休農地を特定農業法人に譲渡した場合が追加されました。

- (5) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次の改正が行われました。
- ① 既成市街地等内において行われる特定民間再開発事業の実施に伴う土地、建物等の買換えについて、その適用対象地区に都市再生特別措置法に規定する認定整備事業計画の区域が追加されました。 260
  - ② 農用地区域等内にある土地等の買換えについて、特定農業法人の譲渡資産及び買換資産の範囲が見直された上、その適用対象に特定農業法人が買入協議により農用地区域等内の特定遊休農地を取得した場合が追加されました。 260
- (6) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例の適用期限が2年延長されました。 263
- 3 その他の租税特別措置関係**
- (1) 共同で現物出資をした場合の課税の特例が廃止されました。 263
- (2) 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例について、沖縄振興特別措置法の特定組合等に係る措置が除外された上、その適用期限が2年延長されました。 263
- (3) 特定の基金に対する負担金等の損金算入等の特例について、対象となる負担金から電気通信又は情報処理の高度化を先行的に図る必要がある地域におけるその高度化に資する業務に係る負担金及び新事業創出促進法の認定中核的支援機関が行う支援事業に属する業務に係る負担金が除外されました。 264
- (4) 認定NPO法人制度について、次の改正が行われました。
- ① その認定要件であるいわゆるパブリック・サポート・テスト（総収入金額のうち寄附金総額の占める割合が5分の1以上であること）、共益的な活動の制限に係る要件（事業活動のうち共益的な活動の占める割合が100分の50未満であること）、運営組織、経理及び事業活動に関する要件について、一定の緩和が行われました。 266
  - ② 認定NPO法人の申請書の添付書類及び各事業年度の報告書類について、一定の簡素化が図られました。 267
- (5) 欠損金の繰り戻しによる還付の不適用制度について、中小企業経営革新支援法の承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う中小企業者に係る措置及び沖縄振興特別措置法の承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う特定中小企業者に係る措置が本制度の適用除外措置の対象から除外されるとともに、産業活力再生特別措置法の事業再構築計画等に基づく設備廃棄等欠損金額に係る本制度の適用除外措置の適用期限が2年延長されました。 268
- (6) 特定の医療法人の法人税率の特例に係る社会保険診療の収入割合の計算に 268

ついて、健康増進法に基づく健康増進事業の健康審査による収入金額を社会保険診療に係る収入金額に含めることとされました。

(7) 農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例について、その適用期限が3年延長されました。 269

(8) 民法上の組合契約、匿名組合契約等の法人組合員（組合事業に係る重要な業務の執行の決定に関与し、契約を締結するための交渉等を自ら執行する法人組合員等を除きます。）の組合損失額について、次の課税の特例が創設されました。

① 組合債務を弁済する責任限度が実質的に組合財産の価額とされている場合等には、組合損失額のうち出資の価額を基礎として計算した金額を超える部分の金額は、損金の額に算入しない。 270

② 組合事業が実質的に欠損とならないと見込まれる場合には、組合損失額の全額を損金の額に算入しない。 272

なお、①及び②により損金の額に算入されなかった組合損失額は、翌事業年度以後の組合利益額を限度として損金の額に算入することとなります。

(9) 有限責任事業組合契約の組合員の組合損失額について、その出資の価額を基礎として計算した金額を超える部分の金額は、損金の額に算入しないこととする課税の特例が創設されました。なお、損金の額に算入されなかった組合損失額は、翌事業年度以後の組合利益額を限度として損金の額に算入することとなります。 282

(10) 中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度について、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の制定に伴い、新事業創出促進法及び中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法に係る措置が次の措置に改組されました。

① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の中小企業者に該当する同族会社の設立10年以内の各事業年度が、中小企業者等に対する同族会社の特別税率を適用しないこととされました。 283

② 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の経営革新計画の承認を受けた中小企業者の経営革新のための事業を実施している各事業年度が、中小企業者等に対する同族会社の特別税率を適用しないこととされました。 284

(11) 退職年金等積立金に対する法人税（特別法人税）の課税の停止措置について、その適用期限が3年延長されました。 284

(12) 適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例について、特例適格退職年金契約に係る退職年金等積立金額から控除される厚生年金基金水準相当掛金額について所要の整備が行われました。 285

国際課税関係の改正	詳 解 ペー ジ
<p><b>1 民法組合等の外国組合員に対する源泉徴収制度の創設</b></p> <p>民法組合等の組合員である非居住者又は外国法人（外国組合員）が受けるべき利益の分配については、その民法組合等から利益の分配が行われた日（利益の分配が各計算期間の末日の翌日から2月を経過する日までに行われない場合には、2月を経過する日）に、20%の税率により源泉徴収を行うこととされました。ただし、外国組合員のうち国内に組合事業以外の事業に係る恒久的施設を有する者については、一定の要件の下で、源泉徴収は行わないこととされました。</p>	287
<p><b>2 非居住者又は外国法人の不動産関連株式等の譲渡所得課税の創設</b></p> <p>国内にある不動産が総資産の50%以上である法人が発行する一定の株式等又は国内にある不動産が信託財産の価額の総額の50%以上である特定信託の一定の受益権の譲渡をした場合における所得が、申告納税の対象となる国内源泉所得の範囲に加えられました。</p>	289
<p><b>3 非居住者又は外国法人の事業譲渡類似株式の譲渡益課税の改正</b></p> <p>非居住者又は外国法人に係る事業譲渡類似株式等の譲渡益課税について、次の改正が行われました。</p>	
<p>(1) 特殊関係株主等の範囲に、非居住者又は外国法人が民法組合等を通じて内国法人の株式等を所有する場合におけるその民法組合等の他の組合員が加えられました。</p>	292
<p>(2) 対象となる株式等の譲渡の範囲に、減資による払戻しにより資産等の交付を受ける場合等における株式等の譲渡等が加えられました。</p>	294
<p><b>4 居住者の外国税額控除制度の改正</b></p> <p>居住者の外国税額控除制度について、次の改正が行われました。</p>	
<p>(1) 外国税額控除の適用を受けた外国所得税の額がその後の年分において外国で減額された場合には、その減額された年分において納付した外国所得税の額から控除する等の調整を行うこととされました。</p>	296
<p>(2) 控除の対象となる外国所得税の範囲から、租税条約の相手国において課された外国所得税のうち租税条約の規定により外国税額控除の対象とされないこととされたものを除外することとされました。</p>	297
<p><b>5 特定外国子会社等に係る課税の特例（外国子会社合算税制）の改正</b></p> <p>内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（外国子会社合算税制）</p>	
<p>(1) 内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例について、次の</p>	301

改正が行われました。

- ① 特定外国子会社等で所在地国基準又は非関連者基準を満たさないものが事業基準、実体基準及び管理支配基準を満たす場合における適用対象留保金額については、特定外国子会社等の未処分所得の金額からその特定外国子会社等の事業に従事する従業員等の人件費の10%相当額を控除した金額とすることとされました。
  - ② 内国法人等が特定外国子会社等から配当等を受けた場合に、配当等を受けた日の属する事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度の特定外国子会社等の課税済留保金額について、損金算入を認めることとされました。
  - ③ 特定外国子会社等の未処分所得の金額の計算において控除する欠損金に係る繰越期間が7年に延長されました。
  - ④ 外国関係会社及び外国子会社合算税制の適用を受ける内国法人等の判定において、内国法人の役員等（非居住者を含みます。）の有する株式等が加えられました。
  - ⑤ 特定外国子会社等が利益の配当又は剰余金の分配の額が異なる株式等を発行している場合には、その利益の配当又は剰余金の分配を受ける金額に応じて課税対象留保金額の計算を行うこととされました。
- (2) 内国法人等に係る外国において設定された特定信託に類する一定の信託について、特定外国子会社等に係る所得の課税の特例と同様、その信託に留保された所得を、その内国法人等の所得金額の計算上益金の額に算入することとされました。 304
- 6 国外関連者との取引に係る課税の特例（移転価格税制）の改正**  
国外関連者との取引に係る課税の特例（移転価格税制）の適用対象となる国外関連者の範囲に、次の者が加えられました。
- (1) 内国法人等と外国法人との間に、実質支配関係（事業方針を実質的に決定できる関係）と持株関係（発行済株式総数の50%以上を保有する関係）との連鎖又は実質支配関係のみによる間接の支配関係がある場合の外国法人 307
  - (2) 内国法人等と外国法人とが同一の者によって、実質支配関係と持株関係又は実質支配関係のみにより直接又は間接に支配される関係がある場合の外国法人 307
- 7 非居住者又は外国法人に係る国債に関する特例等**  
非居住者又は外国法人に係る国債に関する特例等について、次の改正が行われました。
- (1) 割引短期国債等の償還差益に対する発行時源泉徴収免除の特例の適用を 309

受けている非居住者又は外国法人については、一定の要件の下で、振替国債の利子の課税の特例に係る適用手続が行われたものとみなすこととされました。	
(2) 外国法人が有する分離振替国債につき課税の特例の適用を受ける場合の適用手続について、割引短期国債等の償還差益に対する発行時源泉徴収免除の特例の適用手続に一本化する等所要の措置を講じた上、廃止されました。	312
(3) 割引短期国債等の償還差益に対する発行時源泉徴収免除の特例及び分離振替国債の課税の特例の適用対象者の範囲に、適格外国証券投資信託の受託者である外国法人が加えられました。	313
<b>8</b> 租税条約の適用の際に提出すべき居住者証明書の提出省略の特例の創設 条約届出書の提出の際に添付すべき居住者証明書について、源泉徴収義務者への提示等一定の要件の下で、その添付があったものとみなすこととされました。	315
<b>9</b> その他の改正 その他の国際課税関係について、次の改正が行われました。	
(1) 外国法人が備え付ける帳簿及び保存すべき帳簿書類の範囲等の明確化が行われました。	317
(2) 内国法人の外国税額控除制度について、規定の整備が行われました。	318
(3) 民法組合等の外国組合員が受ける組合利益に対する源泉所得税について、租税条約に基づく免除の適用を受ける場合の手続きが定められました。	318
(4) 外国法人が支払を受ける株主等対価に対する源泉所得税について、租税条約に基づく免除の適用を受ける場合の手続きが定められました。	319

<b>租税特別措置法等（相続税・贈与税関係）の改正</b>	詳 解 ページ
<b>1</b> 保険金、退職手当金等の調書の提出の特例の改正 支払った保険金及び退職手当金等並びに引き受けた信託に係る調書の提出については、磁気テープ又は磁気ディスクに加えて、光ディスクによっても調書の提出に代えることができることとされました（相法59③）。	322
<b>2</b> 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例の改正 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例の適用対象となる既存住宅の範囲に、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるものに適合する一定の既存住宅が追加されました（措令40の5②二）。	324

### 3 農地等についての贈与税の納税猶予制度の改正

329

- ① 贈与税の納税猶予に係る期限が確定する「譲渡等」の範囲に、特定遊休農地である旨の通知を受け、かつ、その通知に係る期限内にその特定遊休農地の農業上の利用に関する計画を届け出なかったことなど一定の事実が生じた場合が追加されました（措法70の4①一）。
- ② 贈与税の納税猶予の適用対象となる「農地」の範囲から、贈与をした者がその所有する農地について特定遊休農地である旨の通知を受け、かつ、その通知に係る期限内にその特定遊休農地の農業上の利用に関する計画を届け出なかった場合におけるその通知に係る農地など一定の農地が除外されました（措法70の4①）。
- ③ ①の改正に伴い、農業委員会等が譲渡等があった事実を知った場合に所轄税務署長へ通知を行う規定について、所要の整備が行われました。

### 4 農地等についての相続税の納税猶予制度の改正

332

- ① 相続税の納税猶予が確定する「譲渡等」の範囲に、特定遊休農地である旨の通知を受け、かつ、その通知に係る期限内にその特定遊休農地の農業上の利用に関する計画を届け出なかったことなど一定の事実が生じた場合が追加されました（措法70の6①一）。
- ② 相続税の納税猶予の適用対象となる「農地」の範囲から、農地について特定遊休農地である旨の通知を受け、かつ、その通知に係る期限内にその特定遊休農地の農業上の利用に関する計画を届け出なかった場合におけるその通知に係る農地など一定の農地が除外されました（措法70の6①）。
- ③ 農地等についての相続税の納税猶予の特例の適用を受ける農業相続人は、特例農地等の全部を担保に供している場合であっても、3年毎に農業経営に関する事項等を記載した届出書の提出をしなければならないこととされました（措法70の6③）。

### 5 特定農業生産法人に使用貸借による権利の設定をした場合の贈与税の納税猶予の継続の特例の創設

334

農地等についての贈与税の納税猶予の特例の適用を受けていた者が、平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間に特例適用農地等（貸付特例適用農地等を除きます。）及び借受代替農地等のすべてを一定の農業生産法人に使用貸借させている等の一定の要件に該当する場合には、農地等についての係る贈与税の納税猶予の特例を継続して適用できるとされました（平成17年所法等改正法附則55）。

登録免許税法の改正	詳解ページ
<p><b>1 登録検査機関等の登録に係る登録免許税の整備</b></p> <p>登録検査機関等の登録について、登録免許税を新たに課税する改正が行われました（登法別表第一・29の3～54）。</p> <p>なお、今通常国会に提出されたその他の法律において創設される登録制度に係る登録機関等についても、それぞれの法律の附則において登録免許税法の規定の整備が行われています。</p>	340
<p><b>2 動産・債権譲渡等登記に係る登録免許税の整備</b></p> <p>動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律による登記について、動産の譲渡の登記等について登録免許税を課税することとされました（登法別表第一第8号の2）。</p> <p>また、動産の譲渡の登記等のうち次に掲げる登記に係る登録免許税の税率については、次のとおり軽減することとされています（措法84の4）。</p> <p>① 動産の譲渡の登記 7,500円</p> <p>② 債権の譲渡又は質権の設定の登記 7,500円</p> <p>③ ①又は②の登記の存続期間を延長する登記 3,000円</p>	348
<p><b>3 投資事業有限責任組合契約の登記に係る登録免許税の改正</b></p> <p>の措置が講じられました（登法別表第一第19号の4）。</p>	350
<p><b>4 事業協同組合等が組織変更により受ける設立登記の税額の特例の改正</b></p> <p>事業協同組合等が組織変更により株式会社となる場合の登録免許税の最低税額の特例の適用対象に、次に掲げる法人を追加する規定の整備が行われました（登法17の2）。</p> <p>① 信用金庫、労働金庫又は信用協同組合</p> <p>② 会員証券取引所、会員商品取引所又は会員金融先物取引所</p> <p>③ 相互会社</p>	352

租税特別措置法（登録免許税関係）の改正	詳解ページ
<p><b>1 農業信用基金協会が保証事業を譲渡した場合の抵当権の移転登記の税率の軽減措置の創設</b></p> <p>農業信用基金協会等が、平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間に、農業信用保証保険法の規定に基づき保証事業を譲り受けた場合には、不</p>	354

動産の抵当権の移転登記に対する登録免許税の税率を1,000分の1（平成19年4月1日以後に保証事業を譲り受けた場合の不動産の抵当権の移転登記にあっては、1,000分の1.5）（本則：1,000分の2）に軽減する措置が講じられました（措法80の4）。	
<b>2 認定民間都市再生整備事業計画に基づき土地等を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減措置の創設</b>	
(1) 認定整備事業者が、認定整備事業計画（平成17年4月28日から平成19年3月31日までに認定を受けるものに限り、以下「特定認定整備事業計画」といいます。）に係る一定の要件を満たす都市再生整備事業の用に供するため、その認定後2年以内に当該都市再生整備事業の事業区域内の土地を取得する場合における所有権の移転の登記については、登録免許税の税率が1,000分の7（平成18年4月1日以後に認定を受けて取得する土地に係る所有権の移転の登記にあっては、1,000分の8）（本則：1,000分の20）に軽減されました（措法83⑤⑥）。	356
(2) 認定整備事業者が、一定の要件を満たす都市再生整備事業により建築される建物を取得する場合における所有権の保存の登記については、登録免許税の税率が1,000分の1.5（本則：1,000分の4）に軽減されました（措法83⑦）。	356
(3) 一定の要件を満たす都市再生整備事業の事業区域内の土地に関する権利を有していた者が、特定認定整備事業計画に基づきその認定後2年以内に当該都市再生整備事業を実施する認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構にその事業区域内の土地に関する権利の譲渡をし、その譲渡をした権利に代替するものとして当該認定整備事業者又は同機構から当該特定認定整備事業計画に従って建築された建築物の敷地の用に供されている土地の所有権を取得した場合における所有権の移転の登記については、登録免許税の税率が1,000分の8（本則：1,000分の20）に軽減されました（措法83⑧）。	356
<b>3 特定農業法人が特定遊休農地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置の創設</b>	358
特定農業法人が、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日から平成19年3月31日までの間に、買入協議により特定遊休農地の取得をした場合には、当該特定遊休農地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率を1,000分の8（本則：1,000分の20）に軽減することとされました（措法76②）。	
<b>4 動産・債権譲渡等登記に係る登録免許税の税率の特例の創設</b>	359
<b>5 住宅用家屋の所有権の保存登記等の税率の軽減措置の改正</b>	361
住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用対象となる既存住宅の範囲に、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技	

	術的基準又はこれに準ずるものに適合する一定の既存住宅が加えられた上、その適用期限が2年延長されました（措法72の2～74）。	
6	農地保有合理化法人が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置の改正 農地保有合理化法人が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる農用地等の範囲が見直され、開発して耕作の目的に供される土地とすることが適当な土地が適用対象から除外されました（措法76①）。	362
7	農業経営基盤強化促進法に規定する利用権設定等促進事業により農地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置の改正 農業経営基盤強化促進法に規定する利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置について、適用対象となる農用地等の範囲が見直された上、適用期限が平成19年3月31日まで延長されました（措法77）。	363
8	農業協同組合が農業協同組合連合会から権利義務の承継により不動産の権利を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減措置の改正 農業協同組合が農業協同組合連合会から権利義務の包括承継により不動産の権利を取得した場合の所有権の移転登記等に対する税率の軽減措置について、平成18年4月1日以後に権利義務の包括承継をした場合の軽減税率が、所有権の移転登記にあっては1,000分の4（改正前：1,000分の2）に、地上権又は賃借権の移転登記にあっては1,000分の2（改正前：1,000分の1）にそれぞれ引き上げられた上、その適用期限が2年延長されました（措法78の2②③）。	365
9	森林組合が森林組合連合会から権利義務の承継により不動産の権利を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減措置の改正 森林組合が森林組合連合会から権利義務の包括承継により不動産の権利を取得した場合の所有権の移転登記等に対する税率の軽減措置について、平成18年4月1日以後に権利義務の包括承継をした場合の軽減税率が、所有権の移転登記にあっては1,000分の4（改正前：1,000分の2）に、地上権又は賃借権の移転登記にあっては1,000分の2（改正前：1,000分の1）にそれぞれ引き上げられた上、その適用期限が2年延長されました（措法78の2⑥⑦）。	366
10	独立行政法人等の権利又は資産の承継に伴う登記等の免税措置の改正 独立行政法人日本原子力研究開発機構が権利又は義務を承継する場合におけるその承継に伴う権利又は資産に係る登記又は登録について、登録免許税を課さないこととする等所要の改正が行われました（措法84の3）。	367
11	租税特別措置の適用期限の延長 (1) 農林漁業金融公庫資金等の転貸の場合の抵当権の設定登記に対する登録	367

免許税の税率の軽減措置の適用期限が、平成18年3月31日まで1年延長されました（措法78）。	
(2) 商工組合中央金庫、信用保証協会、農業信用基金協会等の抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限が、平成19年3月31日まで2年延長されました（措法78の3）。	368
<b>12 租税特別措置の廃止</b>	
次の特別措置について、租税特別措置の整理合理化等の観点から、所要の経過措置が講じられた上、廃止されました。	
(1) 農林中央金庫等が特定漁業協同組合等から事業譲渡により不動産に関する権利等を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（旧措法78の2③、平成17所法等改正法附則④⑤）	368
(2) 中部国際空港の設置及び管理に関する法律に規定する指定会社を受ける資本の増加の登記等に対する登録免許税の免税措置（旧措法82③）	369
(3) 民間都市開発推進機構が取得する土地の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（旧措法83）	370

<b>租税特別措置法等（酒税・たばこ税・印紙税・石油石炭税・航空機燃料税関係）の改正</b>	詳 解 ページ
<b>1 酒税関係</b>	
○ 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例措置の適用期限が1年延長されました。	372
<b>2 たばこ税関係</b>	
○ 入国者が輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例措置の適用期限が1年延長されました。	373
<b>3 印紙税関係</b>	
(1) 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限が2年延長されました。	375
(2) 約束手形（コマーシャルペーパー）に係る印紙税の税率等の特例措置が廃止されました。	376
(3) 都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書等の印紙税の非課税措置が創設されました。	377
(4) 株式分割等に係る株券等の印紙税の非課税措置の適用期限が2年延長されました。	378

<b>4 石油石炭税関係</b>	
(1) 輸入特定石炭に係る石油石炭税の免税措置の適用期限が2年延長されました。	379
(2) 国産石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付措置の適用期限が2年延長されました。	380
<b>5 航空機燃料税関係</b>	382
○ 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の適用期限が2年延長されました。	

<b>消費税等関係の改正</b>	詳 解 ページ
<b>1 消費税等関係の改正</b>	
(1) <b>一定の認可外保育施設の利用料の非課税措置</b>	383
非課税とされる社会福祉事業として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲に、保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等が加えられました（一定の認可外保育施設の利用料の非課税化）。	
(2) <b>その他の改正</b>	385
① 日本道路公団等民営化関係法の施行により、仕入控除税額の調整の対象とする固定資産である鉄道軌道連絡通行施設利用権の定義について、所要の改正が行われました。	
② 非課税とされる保険料を対価とする役務の提供から除くこととされる事務費相当分の保険契約に係るものについて、年金資金運用基金が年金積立金管理運用独立行政法人に移行することに伴う整備が行われました。	
③ 非課税とされる身体障害者用物品について、非課税物品に指定されている個別製品等について所要の整備が行われました。	
<b>2 輸入品に対する内国消費税に関する改正</b>	387
① 特定輸出貨物である内国消費税の課税物品については、保税地域からの引取りに該当する場合においても内国消費税を免除することとされました。	
② 保税地域内に蔵置する特定輸出貨物である製造たばこ等に係るたばこ税法等の適用については、輸出免税の適用が受けられるよう製造たばこの製造場等とみなす規定が設けられました。	
③ 保税運送の承認を受けた貨物につき指定期間内に運送先に到着しない場合の内国消費税の徴収規定の対象から、輸出の許可を受けた貨物を除くこととする整備が行われました。	

# 国 税 通 則 法 等 の 改 正

詳 解  
ペー ジ

## 1 平成17年度改正における電子帳簿保存法等の改正

### (1) 電子帳簿保存法の改正

391

電子取引の取引情報に係る電磁的記録（書面又は電子計算機出力マイクロフィルムに出力したものを含みます。）について、電子帳簿保存法に定める要件に適合した保存が行われていない場合には、保存義務者に係る所得税又は法人税の青色申告の承認申請の却下、承認の取消し及び連結納税の承認申請の却下、承認の取消しの対象とすること等の措置が講じられました。

### (2) 国税通則法施行令の改正

392

民法に規定する組合契約等に基づいて行う事業から生ずる利益でその組合員である非居住者又は外国法人が配分を受ける一定のものについて、20%の税率により源泉徴収を行うこととされたことに伴い、納税義務の成立時期の規定が整備される等所要の規定の整備が行われました。

### (3) 関税法の改正に伴う国税通則法等の改正

393

関税において、重加算税の導入等の措置が講じられたことに伴い、保税地域からの引取りに係る消費税についても重加算税の対象に加えるとともに、国税犯則取締法の通告処分の対象範囲について、課税貨物に課される消費税から申告納税方式による消費税を除外し、賦課課税方式が適用される課税貨物に課される消費税とされました。

### (4) 税理士会等に提出する申請等のオンライン化

394

税理士会等に対してオンラインで申請等を行う場合の方法等が、税理士法施行規則に定められました。

## 2 国税関係書類のスキャナ保存制度の創設

### ○ e-文書通則法の制定

397

民間事業者等は、e-文書通則法により、書面の保存等に代えて電磁的記録の保存等を行うことができることとされました。

### ○ 電子帳簿保存法の改正

398

電子帳簿保存法の改正により、保存義務者は、国税関係書類（一定ものを除きます。）の全部又は一部について、当該国税関係書類に記載されている事項を一定のスキャナにより電磁的記録に記録する場合であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは、一定の要件の下で、当該承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該承認を受けた国税関係書類の保存に代えることができることとされ、その保存要件等について、以下の内容が財務省令に定められました。

(1) 対象書類	399
国税関係書類のうち、次に掲げる特に重要な書類以外の全ての書類	
① 決算関係書類	
② 契約書・領収書（金額の記載のあるものでその金額が3万円未満のものを除きます。）	
(2) 読み取る装置	399
スキャナ（デジタルカメラ、ハンドスキャナは対象となりません。）	
(3) 保存要件	402
① 入力要件（次のいずれかにより入力）	
イ 作成又は受領後、速やかに入力	
ロ 業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに入力（帳簿は電子帳簿）	
② 電子計算機処理システムの要件	
イ 解像度・階調（解像度200dpi以上、256階調(1677万色)以上）	
ロ 電子署名	
ハ タイムスタンプ	
ニ 読み取った際の解像度等の情報の保存	
ホ ヴァージョン管理（訂正・削除の事実及び内容の確認）	
③ スキャニングした書類と帳簿との関連性の確保	
④ 可視性の確保（14インチ以上のカラーディスプレイ、4ポイント文字の認識等）	
⑤ システムの概要書等の備付け	
⑥ 検索機能の確保	
(4) 適時入力方式	404
資金や物の流れに直結・連動しない書類をスキャニングする場合には、入力要件、タイムスタンプ要件（上記3(1)及び(2)③）以外の要件を満たし、その電磁的記録の作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類の備付けを行うことにより、スキャナ保存できることとされました。	
○ 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件の整備	405
電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、真实性の確保のための措置等を行って保存しなければならないこととされました。	
○ 各税法等における質問検査権等の規定の整備	406
各税法等における質問検査権等の対象となる帳簿書類の範囲に、紙での帳簿書類の保存に代えて電磁的記録の保存がされている場合についても、その電磁的記録について質問検査権の対象となることを法令上明確化するための規定の整備が行われました。	

<b>3 破産法の改正</b>	
(1) 租税債権のうち、破産手続開始当時、まだ納期限の到来していないもの又は納期限から1年を経過していないものは財団債権とし、それ以外のものは優先的破産債権とすることとされました。	408
(2) 破産手続開始後に生ずる延滞税、利子税については、財団債権となる租税債権につき生じるものは財団債権とし、優先的破産債権となる租税債権につき生じるものは劣後的破産債権とすることとされました。	409
(3) 加算税については、劣後的破産債権とすることとされました。	409
(4) 破産財団が財団債権の総額を弁済するのに不足することが明らかになったときは、財団債権（租税債権を含みます。）については、法令に定める優先権にかかわらず、まだ弁済していない債権額の割合に応じて弁済することとされました。	409
(5) (4)の場合において、破産債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用の請求権並びに破産財団の管理、換価及び配当に関する費用（租税債権を含みます。）の請求権は、他の財団債権に先立って弁済することとされました。	409
(6) 破産手続開始の決定があったときは、破産財団に属する財産に対する財団債権に基づく強制執行等又は国税徴収法による滞納処分等（交付要求を除きます。）の手續は、することができないものとされました。ただし、破産手続開始前に国税徴収法による滞納処分等（交付要求を除きます。）がされている場合には、その処分の続行を妨げないものとするものとされました。	410
(7) 交付要求先着手については、破産手続においては適用させないこととすることとされました。	411
(8) 新たに破産債権となる租税債権については、交付要求の提出先は破産事件を取り扱う裁判所とすることとされました。	412
<b>4 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国税徴収法の改正</b>	415
振替株式等を含む振替社債等の滞納処分による差押えは、第三債務者等のある無体財産権の差押手續の特例として、発行者及び滞納者がその口座の開設を受けている振替機関等に対する差押通知書の送達により行い、その差押えの効力は、差押通知書が振替機関等に送達された時に生ずることとされました。	
<b>5 電子公告制度の導入に伴う税理士法の改正</b>	418
税理士法人又は税理士会が合併する場合について、合併の公告を官報に掲載するとともに、日刊新聞紙又は電子公告のいずれかの方法で行う場合（二	

重公告) には、知れたる債権者に対する個別催告を省略することができることとされました。	
<b>6 不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う国税徴収法の改正</b>	419
税務署長は、保全担保命令に係る抵当権の設定登記の嘱託を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされました。	
<b>7 民事執行法の改正に伴う国税通則法及び国税徴収法等の改正</b>	
(1) 国税通則法の改正	420
税務署長等は、還付金等の請求権について強制執行による差押処分が発せられたときは、その差押処分の送達を受けた日の翌日から7日を経過した日までの期間は、還付加算金の計算期間から控除することとされました。	
(2) 国税徴収法の改正	421
国税徴収法の執行機関に裁判所書記官が加えられました。	
(3) 滞調法の改正	421
民事執行法の改正により、少額訴訟債権執行が設けられることに伴い、債権に対する強制執行等と滞納処分が競合した場合の調整規定について、所要の整備が行われました。	
<b>8 不動産の鑑定評価に関する法律の改正に伴う税理士法の改正</b>	
(1) 不動産の鑑定評価に関する法律に規定する鑑定評価等業務を行うことを禁止された不動産鑑定士又は不動産鑑定士補で、現にその処分を受けているものは、税理士の登録を受けることができないこととされました。	422
(2) 税理士は、懲戒処分により、不動産の鑑定評価に関する法律に規定する鑑定評価等業務を禁止された場合においては、その処分を受けている間、税理士業務を行ってはならないこととされました。	422
<b>9 行政事件訴訟法の一部を改正する法律に伴う国税通則法の改正</b>	
(1) 行政事件訴訟法の改正	423
国民の権利利益のより実効的な救済手続きを整備する観点から、以下の内容の行政事件訴訟法の改正が行われました。	
① 救済の範囲の拡大	
イ 取消訴訟における原告適格の拡大	
ロ 義務付け訴訟の法定	
ハ 差止訴訟の法定	
ニ 公法上の法律関係に関する確認訴訟	
② 審理の充実・促進（釈明処分の特則）	
③ 行政訴訟をより利用しやすく分かりやすくするための仕組みの整備	
イ 抗告訴訟における被告適格の簡明化	

<ul style="list-style-type: none"> <li>ロ 抗告訴訟の管轄裁判所の拡大</li> <li>ハ 取消訴訟の出訴期間の延長</li> <li>ニ 出訴期間等の情報提供（教示）制度の新設</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>④ 本案裁決前における仮の救済制度の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 執行停止の要件の緩和</li> <li>ロ 仮の義務付け・仮の差止め制度の創設</li> </ul> </li> </ul>	
<p>(2) 国税通則法の改正</p> <p>抗告訴訟の被告が行政庁の所属する国等とされることに伴い、原告が行うべき証拠の申出の規定について、所要の規定の整備が行われました。</p>	429

<b>地方税法等の改正</b>	詳解 ページ
<p><b>1 総則</b></p> <p>地方税を分割納付する場合の端数金額の取扱いについて、条例により法定の取扱いと異なる取扱いを定めることができるとされました。</p>	437
<p><b>2 個人住民税</b></p> <p>(1) 定率減税が2分の1に縮減されました。 437</p> <p>(2) 65歳以上の者に係る人的非課税措置が廃止されました。 437</p> <p>(3) 道府県が特例として滞納処分等を行う場合の要件が緩和されました。 438</p> <p>(4) 給与支払報告書について、年中途中で給与の支払いを受けなくなった者が報告の対象に追加されました。 439</p> <p>(5) 国税の所得税の改正に対応した改正が行われました。 439</p>	
<p><b>3 法人住民税</b></p> <p>法人税における教育訓練費の額が増加した場合の特別税額控除制度の創設に対応し、対象を中小企業者等に限定した上で、法人税割の課税標準である法人税額に同特別税額控除を反映させることとされました。</p>	440
<p><b>4 法人事業税</b></p> <p>(1) 分割基準が次のとおり見直されました。 441</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 非製造業の分割基準について、課税標準額の2分の1を事務所数で按分し、2分の1を従業者数で按分することとされました。</li> <li>② 従業者数基準について、本社管理部門の従業者数を2分の1に割り落とす措置が廃止されました。</li> </ul> <p>(2) 外形標準課税における派遣船員の報酬の取扱いについて、労働者派遣の場合と同じ取扱いとすることとされました。 441</p>	

## 5 不動産取得税

- (1) 既存住宅及びその土地に係る特例措置が次のとおり見直されました。 442
- ① 既存住宅の定義が見直されました。
  - ② 築後年数にかかわらず、新耐震基準に適合している等一定の要件を満たす既存住宅を特例の対象に追加することとされました。
- (2) 非課税等特別措置が新設・拡充されました。 443
- ① 保険業法に規定する承継保険会社が保険契約者保護機構の決定を受けて行う破綻保険会社の保険契約の移転に係る移転契約に基づき取得する不動産に係る非課税措置の恒久化
  - ② 農業経営基盤強化促進法に規定する特定農業法人が協議等により取得する農用地区域内にある特定遊休農地に係る課税標準の特例措置の創設
  - ③ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づき、国又は地方公共団体により選定された選定事業者が選定事業により取得する一定の公共施設の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置の創設
  - ④ 一般放送事業者が取得する地上放送デジタル化のための設備の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置の創設
  - ⑤ 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律に規定する認定構想推進事業者のうち民法34条法人が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋及び土地に係る課税標準の特例措置の創設
  - ⑥ 都市再生特別措置法に規定する認定整備事業者が民間都市再生整備事業計画に基づき取得する不動産に係る課税標準の特例措置の創設
  - ⑦ 民間都市再生整備事業計画に係る都市再生整備事業区域内の不動産の所有者が、当該不動産を認定整備事業者に譲渡した場合における代替不動産に係る課税標準の特例措置の創設
  - ⑧ 生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予を受けている者が適用対象農地等のすべてを農業経営基盤強化促進法に規定する認定農業者に認定された農業生産法人に使用貸借する等の一定の要件に該当し、贈与税の納税猶予の継続を認められるときにおける徴収猶予を継続する特例措置の創設
  - ⑨ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る税額の減額措置の対象範囲の拡充
- (3) 期限の到来した非課税等特別措置が延長されました。 445
- (4) 非課税等特別措置が縮減合理化されました。 446
- ① 自動車安全運転センターが取得する業務用不動産に係る非課税措置の

## 課税標準の特例措置への移行

- ② 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に基づき路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められた特定届出駐車場であって附置義務駐車場以外のものに係る課税標準の特例措置の縮減
  - ③ 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に規定する都道府県知事のあっせんにより取得する土地に係る課税標準の特例措置の縮減
- (5) 非課税等特別措置が廃止されました。 447
- ① 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の規定による公告があった所有権移転等促進計画に基づき取得する一定の土地に係る課税標準の特例措置の廃止
  - ② 日本勤労者住宅協会が取得する業務の用に供する土地に係る課税標準の特例措置の廃止
  - ③ 民間都市開発推進機構が取得する土地取得譲渡業務の用に供する土地に係る課税標準の特例措置の廃止
  - ④ 食品流通構造改善促進法に基づく資金の貸付けを受けて取得する保管、生産又は加工の用に供する共同利用施設に係る課税標準の特例措置の廃止
- (6) その他規定の整備が行われました。 448
- ① 農業近代化資金又は漁業近代化資金の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化等のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置に係る規定の整備
  - ② 外国政府が大使館等の用に供する不動産に係る非課税規定の整備
- 6 自動車税** 449
- 賦課期日後に自動車の主たる定置場が県域を越えて変更された場合又は県域を越えて自動車の所有者の変更があった場合においては、当該年度の末日に当該変更があったものとみなして、月割計算を廃止することとされました。
- 7 自動車取得税**
- (1) 低公害車（電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド車）に係る特例が平成19年3月31日まで延長されました。 449
  - (2) 平成17年排出ガス基準適合車に係る早出し特例について、平成18年3月31日までのトラック・バス等の取得に限り1%を控除することとされました。 449
  - (3) 超低PM認定車に係る特例措置及び平成16年排出ガス規制適合車に係る特例措置が廃止されました。 450
- 8 軽油取引税** 450
- (1) 軽油引取税について、夜間の強制調査ができることとされました。

(2) 課税免除措置の見直しが行われました。

## 9 固定資産税・都市計画税

(1) 非課税等特別措置が新設・拡充されました。

450

- ① 長期避難指示に係る被災住宅用地に対する特例措置の創設
- ② 三宅島噴火災害に伴う代替取得資産に係る特例措置の創設
- ③ 浸水想定区域内の地下街等における水害防止用避難対策設備に係る特例措置の創設
- ④ 登録有形文化財等の家屋及び重要文化的景観等の家屋・敷地に係る特例措置の創設
- ⑤ 都市鉄道利便増進事業により取得された鉄道施設に係る特例措置の創設
- ⑥ PFI法に基づき国又は地方公共団体により選定された選定事業者が選定事業により整備する一定の公共施設の用に供する家屋及び償却資産に係る特例措置の創設
- ⑦ 港湾法に規定する認定運営者が指定特定重要港湾において国の資金の貸付けを受けて取得する一定の港湾施設（荷さばき施設等）に係る特例措置の創設
- ⑧ 地震防災対策用の償却資産に係る特例措置の対象地域の拡大
- ⑨ 鉄道の新規営業路線開設のために敷設された線路設備等に係る特例措置の対象の追加
- ⑩ 小型船舶検査機構の業務用資産に係る特例措置の対象業務の追加
- ⑪ 公害防止用設備・公害防止用設備の優良更新代替設備に係る特例措置の対象設備の追加等
- ⑫ 緑化施設整備計画に基づき設置される緑化施設に係る特例措置の拡充
- ⑬ 新たな独立行政法人等に係る特例措置

(2) 期限の到来した非課税等特別措置が延長されました。

454

(3) 非課税等特別措置が縮減合理化されました。

455

- ① 鉄道事業者等の新造車両に係る特例措置に対する適用期限の設定
- ② 鉄道事業者等の変電所に係る特例措置の縮減
- ③ 民間法人化された特殊法人に係る特例措置の縮減
- ④ 流通システム効率化を促進する物流施設に特例措置の縮減
- ⑤ 駐車場整備促進に係る特例措置の縮減
- ⑥ 石油代替エネルギー利用促進に係る特例措置の縮減
- ⑦ 電気通信システム信頼性向上施設に係る特例措置の縮減
- ⑧ 高度有線テレビジョン放送施設に係る特例措置の縮減

(4) 非課税等特別措置が廃止されました。

457

- ① 東京地下鉄株式会社が直接地下鉄道事業の用に供するトンネルに係る

## 非課税措置の廃止

- ② 鉄道事業者等が特定の車庫の新增設をするために敷設した構築物に係る課税標準の特例の廃止
- ③ BSE 対策実施のため化製場設置者が整備した死亡牛の化製処理の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る課税標準の特例の廃止
- ④ BSE 対策実施のため飼料製造業者が整備した飼料製造の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る課税標準の特例の廃止
- (5) 外国政府所有の大使館等の用に供する固定資産に係る非課税規定の整備が行われました。 457

## 10 特別土地保有税

- (1) 徴収猶予制度について、徴収猶予期間の制限、免除要件の見直し及び計画変更の見直しが行われました。 458
- (2) 非課税等特別措置について、その適用期限の延長等、所要の措置が講じられました。 458

## 11 事業所税

- (1) 非課税等特別措置の新設・拡充等が行われました。 458
  - ① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する経営基盤強化計画に従って実施される経営基盤強化事業の用に供する施設に対する非課税措置の創設
  - ② 一定の防火対象物に設置される避難施設等に対する資産割の非課税措置の範囲の拡大
  - ③ 心身障害者多数雇用事業所に対する資産割の課税標準の特例措置の範囲の拡大
  - ④ 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究施設に対する資産割の課税標準の特例措置の適用期限の延長
- (2) 非課税等特別措置の見直しが行われました。 459
  - ① 障害者及び年齢60歳以上の者に対する従業者割に係る非課税措置の見直し
  - ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する登録廃棄物再生事業者が事業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置の見直し
  - ③ 多極分散型国土形成促進法に規定する振興拠点地域及び業務核都市において整備される中核的民間施設に対する資産割の課税標準の特例措置の見直し
  - ④ 公害防止用施設に対する資産割の課税標準の特例措置の見直し
  - ⑤ 食品循環資源の再利用等の促進に関する法律に規定する食品関連事業者から委託を受けて食品循環資源の再生利用を業として行う者が再生利

用の用に供する施設に対する課税標準の特例措置の見直し

(3) 非課税等特別措置が廃止されました。

460

- ① 中小小売商業振興法に規定する高度化事業計画に基づき設置される施設に対する資産割に係る非課税措置の廃止
- ② 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する認定組合等が実施する研究開発等事業の用に供する施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置の廃止
- ③ 使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する自動車製造業者等が自動車破砕残さの再資源化の用に供する施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置の廃止
- ④ 食品循環資源の再利用等の促進に関する法律に規定する食品関連事業者が食品循環資源の再生利用の用に供する施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置の廃止

## 12 国民健康保険税

460

課税限度額を政令で定めるための規定の整備が行われました。

## 13 国有資産等所在市町村交付金

461

外国政府が大使館等の用に供している国有資産等について交付金の対象から除外するための規定の整備が行われました。

## 14 国有提供施設等所在市町村助成交付金

461

基地交付金の対象資産に自衛隊が使用するレーダーサイト及び特定の通信所（庁舎等を除く。）の用に供する土地、建物及び工作物が追加されました。

## 15 所得譲与税

461

- (1) 所得譲与税の総額が、1兆1,159億円に増額されました。
- (2) 都道府県・市町村間の配分割合が、1対1から3対2に変更されました。
- (3) 基準財政収入への算入割合が、75%から100%に引き上げられました。